

# 宮城県公報

宮城県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目次

### 告示

ページ

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請（四件）	（廃棄物対策課）	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（障害福祉課）	三
○高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更	（森林整備課）	三
○保安林の指定の解除の予定（二件）	（同）	四
○道路の区域変更（二件）	（道路課）	四
○道路の供用開始	（同）	五
○宅地建物取引業者の免許の取消し	（建築宅地課）	五
○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示	（会計課）	五
○開発行為に関する工事の完了（二件）	（建築宅地課）	五
○宮城県知事に対する措置請求に係る監査結果の公表		六
○行政監査結果に対する措置の公表		四
○宮城県市町村職員共済組合平成二十年度決算の要旨の公表		一五
○仙台市職員共済組合平成二十年度決算の要旨の公表		一七
○宮城県公報第二〇四二号中		一九
○宮城県公報第二〇六九号中		一九

## 告示

○宮城県告示第六百十五号  
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。  
 なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十一年七月三日

宮城県知事 村井嘉浩

一 許可申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社ジェー・イー・シー

2 所在地 宮城県東松島市矢本字作田浦百六十四番地の二十一

3 代表者の氏名 代表取締役 真野孝仁

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県刈田郡蔵王町大字小村崎字山崎十四番地の一、十四番地の八、十七番地の五及び二十八番地

地

三 新設又は変更の別

新設

四 産業廃棄物処理施設の種類（処理能力）

木くずの破砕施設（三十・六トン/日）

五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

木くず

六 申請年月日

平成二十一年二月二十五日

七 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙南保健福祉事務所（仙南保健所）

2 縦覧期間 平成二十一年七月三日から平成二十一年八月三日まで

（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

八 意見書の提出期限等

- 1 提出期限 平成二十一年八月十八日
- 2 提出場所 仙南保健福祉事務所(仙南保健所)
- 3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語により記載すること。)

○宮城県告示第六百十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)(第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十一年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

- 1 名称 株式会社ジェー・イー・シー
- 2 所在地 宮城県東松島市矢本字作田浦百六十四番地の二十一
- 3 代表者の氏名 代表取締役 真野孝仁

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県刈田郡蔵王町大字小村崎字山崎十四番地の一、十四番地の八、十七番地の五及び二十八番

地

三 新設又は変更の別

新設

四 産業廃棄物処理施設の種類(処理能力)

廃プラスチック類の破砕施設(九・六トン/日)

五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類

六 申請年月日

平成二十一年二月二十五日

七 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙南保健福祉事務所(仙南保健所)

2 縦覧期間 平成二十一年七月三日から平成二十一年八月三日まで

(午前八時三十分から午後五時十五分まで)

八 意見書の提出期限等

- 1 提出期限 平成二十一年八月十八日
- 2 提出場所 仙南保健福祉事務所(仙南保健所)
- 3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語により記載すること。)

○宮城県告示第六百十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)(第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十一年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

- 1 名称 株式会社ジェー・イー・シー
- 2 所在地 宮城県東松島市矢本字作田浦百六十四番地の二十一
- 3 代表者の氏名 代表取締役 真野孝仁

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県刈田郡蔵王町大字小村崎字山崎十四番地の一、十四番地の八、十七番地の五及び二十八番

地

三 新設又は変更の別

新設

四 産業廃棄物処理施設の種類(処理能力)

廃プラスチック類の破砕施設(二十四トン/日)

五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類

六 申請年月日

平成二十一年二月二十五日

七 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙南保健福祉事務所(仙南保健所)

2 縦覧期間 平成二十一年七月三日から平成二十一年八月三日まで

(午前八時三十分から午後五時十五分まで)

八 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十一年八月十八日

2 提出場所 仙南保健福祉事務所(仙南保健所)

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語により記載すること)。

○宮城県告示第六百十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十一年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社ジェー・イー・シー

2 所在地 宮城県東松島市矢本字作田浦百六十四番地の二十一

3 代表者の氏名 代表取締役 真野孝仁

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県刈田郡蔵王町大字小村崎字山崎十四番地の一、十四番地の八、十七番地の五及び二十八番地

三 新設又は変更の別

新設

四 産業廃棄物処理施設の種類(処理能力)

廃プラスチック類の破砕施設(二十一・七トン/日)

五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類

六 申請年月日

平成二十一年二月二十五日

七 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙南保健福祉事務所(仙南保健所)

2 縦覧期間 平成二十一年七月三日から平成二十一年八月三日まで

(午前八時三十分から午後五時十五分まで)

八 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十一年八月十八日

2 提出場所 仙南保健福祉事務所(仙南保健所)

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語により記載すること)。

○宮城県告示第六百十九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十一年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四二二五〇〇二四	さくら 大崎市古川中里三丁目六番八号	共同生活介護	社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会	平成二十一年 七月一日

○宮城県告示第六百二十号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第七条の五第一項の規定により、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条の三第四項の規定により、宮城県庁(農林水産部森林整備課)並びに大河原地方振興事務所、仙台地方振興事務所、北部地方振興事務所、東部地方振興事務所及び気仙沼地方振興事務所並びに北部地方振興事務所栗原地域事務所及び東部地方振興事務所登米地域事務所においてこれを公表する。

平成二十一年七月三日

○宮城県告示第六百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十一年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

栗原市栗駒（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣臨時代理から通知があった。

平成二十一年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

栗駒市栗駒（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

二 解除予定保安林の所在場所

栗原市栗駒文字荒砥沢五三の五（次の図に示す部分に限る。）

保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 閉上港線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
名取市下余田字鹿島一三三番二地先から	同市下余田字鹿島四三番地先まで	前	後	一一・三丁 一四・四	二六三・〇
				一一・五丁 一七・九	二六三・〇

○宮城県告示第六百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 北上津山線

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)

登米市津山町横山字野尻一三三番七地先から 同市同町横山字野尻一三三番地先まで		前	三・四 七八・五	四八一・七
後	六・五 九五・八			四八一・七

○宮城県告示第六百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路の類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	閉上港線	名取市下余田字鹿島一三二番二地先から 同市下余田字鹿島四三番地先まで	平成二十一年 七月三日

○宮城県告示第六百二十六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定により、次の者の宅地建物取引業の免許を取り消した。

平成二十一年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宅地建物取引業者の商号及び事務所の所在地

朝日興産株式会社

仙台市宮城野区萩野町三丁目八番地の十九京急仙台プラザ千百十二

二 免許の年月日及び免許証番号

平成十九年九月四日 宮城県知事（五）第三千八百六十九号

三 処分した年月日

平成二十一年六月二十四日

○宮城県告示第六百二十七号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第九百九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

岩ヶ崎支店 瀬峰支店 高清水支店	栗原市栗駒岩ヶ崎下小路四十六番地 栗原市瀬峰下藤沢百六十二番地の五 栗原市高清水新町十一番地	岩ヶ崎支店 栗原支店 栗原支店
------------------------	--	-----------------------

を

築館支店高  
清水出張所  
岩ヶ崎支店  
瀬峰支店

栗原市高清水新町十一番地  
栗原市栗駒岩ヶ崎下小路四十六番地  
栗原市瀬峰下藤沢百六十二番地の五

栗庁支店  
岩ヶ崎支店  
栗庁支店

に改める。

附 則

この告示は、平成二十一年七月六日から施行する。

### 公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
名取市高館吉田字東中在家十一番六十一、十一番六十三、二十五番三及び二十六番三並びに十一番六十一及び二十六番三地先道

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
名取市高館吉田字中在家八十八番地

小野 文雄

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
黒川郡大衡村大瓜字青木七十九番の一部、七十九番三の一部、八十番一の一部、八十二番一、八

二 照会した旨を返信した旨の住所及び氏名（以下略）

大塚 大塚

留置書

○宮城県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による本措置請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

平成21年7月3日

宮城県監査委員	内 海	太
宮城県監査委員	佐々木	敏 克
宮城県監査委員	遊 佐	勘左衛門
宮城県監査委員	工 藤	鏡 子

第1 請求のあった日  
平成21年4月30日

第2 請求人

仙台市青葉区中央四丁目3 - 28 朝市ビル3階  
仙台市民オンブズマン  
代 表 十 河 弘

第3 措置請求の内容

措置請求の原文に即して記載する。  
できるかぎり措置請求書の原文に即して記載する。  
1 平成20年度に国土交通省が所管する国直轄事業費の負担金として宮城県が支払った負担金のうち1億5,600万円は、国土交通省の出力機関である仙台河川国道事務所（以下「当該事務所」という。）の移転に伴う用地取得費に当てられていたことが平成21年3月31日、4月2日の河北新報の報道によって明らかとなっている。

2 地方財政法（昭和23年法律第109号）第12条は、地方公共団体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費については、法律又は政令で定めるものを除く外、国は地方公共団体に対し経費を負担させるような措置をしてはならないと定めており、同条2項は、そのような経費として「国の機関の設置、維持及び運営に要する経費」を掲げているから、原則として国が地方公共団体にこのような経費を負担させることは許されないものである。

3 国道の「新設又は改築」「維持、修繕その他の管理」に要する費用については道路法（昭和27年法律第180号）第50条で、一級河川の「大規模改良工事」「その他の改良工事」「維持及び修繕」その他の「管理」に要する費用については河川法（昭和39年法律第167号）第60条で、国はそれぞれ都道府県から一定の割合による負担金を分担させることになっているが、出力機関である当該事務所の設置に必要な敷地取得費や建物建設費まで負担させることは法令で許されていない。  
国土交通省は「管理」に要する費用であるとするようであるが、道路法第13条や第50条第2項では、国道の「管理」のための費用は国道の指定区間によって分担することになっているから、管理費用とは国道という施設の管理に要する直接経費であることは明白である。管理や国道の建設のために必要な国の庁舎を建設するための費用といった間接的な経費までをも管理費用であるという主張は牽強附会の主張である。

4 従って、国が宮城県に金1億5,600万円を負担させたことは、地方財政法違反であるから、国は宮城県の損失により不当な利得を得ていることになる。よって、宮城県知事は国に対し、不当利得返還請求をすべきものであるが、それを怠っている。  
又、4月1日の毎日新聞の報道では、国土交通省は具体的な使途を自治体には説明せずに国直轄事業負担金として請求していたとのことであり、支出した地方公共団体を欺いて負担金を請求した不法行為であると評価することもできるから、損害賠償金としての請求も可能だが、その請求も怠っている。

5 よって、宮城県知事に対し、国に対して1億5,600万円の支払を請求するなどの適切な措置をとるよう求めるものである。

第4 請求の受理

請求人は、国が県に当該事務所の移転に伴う用地取得費を負担させたことは、地方財政法違反であるから、県は国に対し、不当利得返還請求をすべきものであるが、それを怠っている。また、国は県を欺いて負担金を請求した不法行為であるから、損害賠償金としての請求も可能だが、その請求も怠っていると主張し、当該不当利得返還請求又は損害賠償請求などの措置を請求している。したがって、本件監査請求は、「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」について監査を請求しているものと認め、受理した。

第5 監査の実施

1 監査の対象事項

監査の対象事項は、平成20年度に国土交通省が所管する国直轄事業費の負担金として県が支払った負担金のうち、当該事務所の移転に伴う用地取得費に係る国直轄道路事業及び国直轄治水事業の地方負担金とした。

2 監査対象箇所等

負担金の予算管理及び支出を行った土木部土木総務課、同部道路課及び同部河川課を監査対象箇所とした。

また、国直轄事業を実施し、かつ、当該事務所の移転先の用地取得をし、この用地取得に関する契約書、支払証明書、その他の証拠書類を保有する、東北地方整備局について、地方自治法第199条第8項の規定に基づく調査を行った。

3 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項に規定する証拠の提出及び陳述については、請求人からその機会を辞退する旨の意思表示があったため、実施しなかった。

第6 監査の結果

1 事実関係の確認

書類調査により、次のことを確認した。

- (1) 国直轄道路事業及び国直轄治水事業の地方負担金の支出について 国直轄道路事業及び国直轄治水事業の地方負担金として、国土交通省へ支出した状況については、下表のとおりであることを確認した。

平成20年度国直轄事業負担金支出状況

区分	支出状況	
	年月日	金額(円)
道路事業	H20. 9. 10	859,272,385
	H20.12.10	2,273,121,754
	H21. 3. 4	4,146,637,491
	H21. 3.31	55,149,200

計		9,334,180,830
治水事業	H20. 9.10	2,730,002,000
	H20.12.24	1,544,708,000
	H21. 3.10	1,843,046,000
	H21. 3.31	336,814,550
計		6,454,570,550
合計		15,788,751,380

2 監査対象箇所からの聴き取り

事実関係を踏まえ、監査対象箇所（土木部土木総務課、同部道路課及び同部河川課）に対して聴き取りを行った結果、概要は次のとおりである。

- (1) 当該事務所の移転先について  
当該事務所の用地取得費の総額や面積などは承知していない。
- (2) 県の当該用地取得費分の平成20年度負担金について  
平成20年度に負担した額はおよそ県1億5,600万円、仙台市2,600万円、合わせて1億8,200万円である。  
平成20年度国土交通省所管の国直轄事業負担金に対する県の支出額は、道路93億3,400万円、河川64億5,000万円ほか都市公園4億8,400万円である。  
用地取得に係る県の負担金が、どの項目にいくら含まれているのかは承知していない。  
路線・河川数か相当あり、内訳に事務費が一括で記載されており、金額の増減等では用地取得費が請求されたことには気付かなかった。
- (3) 当該事務所移転後の現敷地の利用計画等について  
既存の当該事務所の土地をどのように処分するか説明はない。
- (4) 地方財政法第12条について  
地方財政法第12条第1号で「国の機関の設置」に関する地方自治体の負担を禁止している。県の見解としては東北地方整備局がこの規定に該当すると考えている。  
当該事務所は特定目的で設置されているのではないかと、地方整備局組織規則（平成13年国土

交通省令第21号)で、当該事務所の規定があり、その所掌事務として、河川の場合、河川改良、維持修繕、水防警報等がある。道路も同様である。また、地方整備局の職員は一般会計で、当該事務所の職員は特別会計の予算で賄われており、道路特別会計、河川特別会計に特化した形で運営されている。

地方財政法第12条第1項では、法律又は政令において地方負担を義務付けたものについて本条の適用が除外されており、道路法第50条及び河川法第60条において具体的に国直轄事業に対する県の負担に関する事項が規定されているため、国直轄事業負担金に関しては、地方財政法第12条の適用はないものと考えている。

(5) 道路法、河川法の「管理に要する費用」について

用地は、国の所有物になるが、今の法体系がある限り、継続的に管理は必要となる。借地のままでよいのか、取得した方がよいのか、議論のあるところであるが、管理経費と考えている。国直轄事業負担金を負担する根拠規定は、道路の場合、道路法第50条の見出しにもあるが「国道の管理に要する費用」に該当し、建設、改築、維持、修繕及びその他の管理、すべて含まれる。このような事業を事務所を設置せずに行うことは困難である。当該事務所は特定目的で建設、維持、修繕等をもつば進める事務所である。このことから、道路法の範疇に収まっているとの解釈により、負担金を負担している。

当該事務所の用地取得費は、道路の場合、道路法第50条及び同法施行令第23条の「国道の新設又は改築に要する費用」及び「国道の維持、修繕その他の管理に要する費用」に該当する。当該事務所は、これらの事務を遂行するために必要な拠点で、管理の一環である。河川については、河川法第60条で「一級河川の管理」に該当し当県が負担するとなっている。

(6) 用地取得費の事前説明について

用地取得費1億5,600万円については、3月末に新聞報道で知った。前年度に政府要望が行われ、国の次年度予算方針が決定される。その後、次年度事業計画が通知され、調整会議において次年度事業計画及び概算の予算額等が説明される。3月頃に国の予算が成立すると事業計画通知及び事業負担金決定があり、懇談会、調整会議等が開催され、当該年度事業計画並びに国直轄事業及び県事業との調整を行っている。

事前に行われる調整会議等で工事の概要は詳細に説明を受け、事業費は総額で把握していたが、今までの慣例で細かい用地取得費等の説明はなかった。道路法、河川法に基づいて適正に請求されていたと認識している。

用地取得費の説明がない請求ではあったが、ルーIALIZEDされてなかった中ででの負担金の支出だった。国も、これまで宮城県だけでなく地方自治体に対し、このような説明をしていないと

公表している。

3 東北地方整備局への調査に対する回答  
事実関係を踏まえ、東北地方整備局に対し文書による調査を行い回答を求めたところ、平成21年6月12日付けで、次のとおり回答を得た。できるかぎり回答書の原文に即して記載する。

(1) 当該事務所の移転先について

イ 移転先の所在地

仙塩広域都市計画事業仙台市あすと長町土地区画整理事業施行地内12街区 - 1及び-

2画地

ロ 面積

4,093.06㎡

(うち - 1画地1,753.06㎡、うち - 2画地2,340.00㎡)

ハ 取得年月日(契約日)

- 1 平成20年3月27日

- 2 平成20年8月27日

ニ 取得金額

- 1 403,203,800円

- 2 538,200,000円

(2) 県の当該用地取得費分の平成20年度負担金について

別紙のとおり

(3) 当該事務所移転後の現敷地の利用計画等について

イ 利用計画

移転した場合の旧庁舎及び敷地等の財産に関しては、国有財産法(昭和23年法律第73号)等関係法令の定めるところにより、関係機関等の協議調整を踏まえ、利用または処分などの手続きが進められることとなるが、現時点では未調整であり未定である。

ロ 転用及び売却の場合

仮に、転用及び売却となった場合は、国有財産法第20条の規定に従って手続きが実施され、収入が生じた場合は国庫に入ることとなる。

(4) 地方財政法第12条について

当該事務所は、国の機関に該当する。

国土交通省は国土交通省設置法(平成11年法律第100号)第2条において国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項の規定に基づき組織として設置され、国土交通省設置法第30



条では地方支分局として地方整備局を設置すること、同法第32条では地方整備局の事務所の設置が定められている。

また、地方整備局の所掌事務及び組織等は政令で地方整備局の事務所の所掌事務及び組織については省令で定めるものとしている。

当該事務所は地方整備局組織規則第140条において、事務所の名称、位置、管轄区域及び所掌事務が定められている（別表四）

一方、地方財政法の解釈については、当局が責任をもって回答できうる立場にはないが、地方財政法第12条において「地方公共団体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費については、法律又は政令で定めるものを除く外、国は、地方公共団体に対し、その経費を負担させるような措置をしてはならない。」としており、河川法第60条及び道路法第50条等の関係法令に基づき費用の負担をお願いしていることから、「法律又は政令で定めるものを除く」としている地方財政法第12条の法文に沿った措置と解している。

(5) 道路法、河川法の「管理に要する費用」について  
国直轄事業は、河川法第60条、道路法50条等に基づき、事業によって直接的な利益を受ける地方公共団体に一部負担をお願いしている。

一方、治水事業や道路整備事業等の社会資本整備事業の経理については、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）における社会資本整備事業特別会計で定められており、事業の区分により、それぞれ勘定区分が設けられている（特別会計に関する法律第200条）。治水事業及び道路整備事業に伴い生じる間接的な経費は、業務取扱に関する諸費として特別会計に関する法律第201条により、地方負担が含まれる治水勘定・道路整備勘定からの歳出として業務勘定に繰入れられていることから、制度上は経費についても地方自治体の負担が生じることとなる。

(6) 用地取得費の事前説明について  
当該事務所用地取得費を県に負担頂くことになる点については事前に説明しておらず、上記(5)のとおり、事業費に按分される形で営繕費などが入っていることは以前からのルールとして扱っていたこともあり、説明不足であった。このような説明不足を踏まえ、平成21年3月31日公表となった「地方公共団体への事務所庁舎の営繕費の説明状況に関する点検」の結果については、同日に宮城県の平成20年度の河川事業費・道路事業費の負担金の一部に当該事務所の建設費用が含まれていた旨を改めて説明した。

第7 判断

1 本件請求人は、地方財政法第12条第2項第1号に掲げる国の機関の設置、維持及び運営に要する経費は同条第1項で国が県に負担させてはならない経費であり許されない旨主張しているが、

同条同項には、「地方公共団体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費については、法律又は政令で定めるものを除く外、国は、地方公共団体に対し、その経費を負担させるような措置をしてはならない」と規定されているものである。したがって、河川や道路の管理に要する経費は、河川法及び道路法等の別に定める法律を負担根拠としていることから、同条が地方公共団体に負担させてはならないとする経費には該当しない。

2 次に、本件請求人は、出先機関である当該事務所の敷地取得費の負担は法令で許されておらず国の庁舎を建設するための費用といった間接的な経費をも管理費用とする国の主張は牽強附会であると主張する。しかしながら、当該事務所は、その所掌事務が、地方整備局組織規則第140条及び同規則別表第4において、河川や道路の、改良、改築、改築、維持、修繕その他の管理と規定されており、河川や道路の管理のための事務所であることは明らかである。また、負担金の対象となる費用の個別具体の範囲については、直接経費や間接経費といった区分がなされているわけでもない。さらに、特別会計に関する法律では、事業に伴い生じる経費が業務取扱に関する諸費として認められているところである。河川法及び道路法等では単に管理に要する費用としか規定していないことから、管理に要する費用に当該事務所の用地取得費は含まれないとする特段の論拠はなく、用地取得費に国直轄事業負担金を充てたことを違法とする根拠は見出せない。

本件請求人は、国が県に1億5,600万円を負担させたことを国が不当な利得を得ている旨主張するが、これまで述べたとおり本件国直轄事業負担金は河川法及び道路法等に基づくものであり、国が法律上の原因のない不当な利得を得ているとはいえない。

3 また、本件請求人は、国が具体的な使途を説明せずに県に国直轄事業負担金を請求していたことをもって県を欺いた不法行為と評価できるとも主張する。国直轄事業負担金については前年度及び当該年度において調整会議などの場で説明がなされていることが監査において確認された。平成20年度に県が支出した国直轄事業負担金の一部が当該事務所建替えのための用地取得費に充てられる旨の説明はなく、不十分なものであることが認められたものの、説明の有無の事実のみをもって国直轄事業負担金の個別具体の使途についての違法性まで問うことはできない。

4 以上の判断理由から、知事に対し、国に対して1億5,600万円の支払を請求するなどの措置をとることを求める本件請求には理由がないので、これを棄却する。

付言・知事に対する意見  
今回の監査の過程から、国直轄事業負担金については、国から県に対する内容の説明が不十分であり、負担する側の県の対応もその内容の確認などが適切とはいえない面も見受けられた。また、国直轄事業負担金は、地方分権の流れの中で縮小の方向に向かうべきものであるが、実に多額で様々な使途に充てられていることが判明した。こうした点を踏まえ、監査委員は知事に対して以下のと

おり意見を表明する。

1 国直轄事業負担金の内容説明のあり方については、国に対して、単に負担基本額、県負担額の通知にとどまらない詳細な説明など更なる改善を求め、その内容を十分に精査し、掌握した上で納付し、精算に応じるよう努めるべきである。

2 国直轄事業負担金の地方負担の対象については、これまでは極めて限られた見直しにとどまり、国と地方が対等の立場に立った抜本的な見直しはなされてこなかった。また、国直轄事業負担金の使途として県民の理解が得難いと思われるものにも充てられていることが判明した。

県は、負担を義務付けられている国直轄事業負担金の支出といえども、県民の貴重な税金によって賄われていることを常に意識し、県民に対する説明責任を果たすことが求められる。

国直轄事業負担金制度そのもののあり方については、国と全国知事会との間で見直し作業が行われており、維持管理費に係る国直轄事業負担金は廃止すべきといった主張もある。今後、国と地方の信頼関係を再構築する面からも、国民の理解が得られるように、負担内容の事前の協議から精算に至る新たなルールづくりなど、抜本的な制度改革に取り組みことを国に強く求めるとともに、地方公共団体も積極的に関与していくべきである。

3 本件監査請求は、当該事務所の移転・建替えのための用地取得費を対象としている。現在、国と全国知事会との間では、庁舎関係費などについて国庫補助事業の対象経費と直轄事業の対象経費との均衡を図るべきとの議論もなされているところである。事務所が移転した場合には、跡地の売却収入は移転先の購入費に充てられるべきとの考え方があっても考慮しながら、国民の理解が得られるルールづくりを、国に対して働きかけることが求められる。

平成20年度直轄事業負担金に関する仙台河川国道事務所の用地取得費調査

別 紙

(東北地方整備局 宮城県)											(単位:円)			
事業種別	路線	工事費	測量及試験費	用地費及補償費	船舶及機械器具費	附帯工事費	事業委託費	業務取扱費	負担基本額 A	負担率	地方負担額 B	仙台河川国道事務所に関する用地取得費 Aのうち 用地取得費	用地取得費 C	Cのうち支払額
沿道環境改善(改築)	国道108号	294,717,735		356,000,285				650,718,000	681,358,000	1/3	227,119,333	9,740,012	3,246,671	3,246,671
	小計	294,717,735		356,000,285				650,718,000	681,358,000	1/3	227,119,333	9,740,012	3,246,671	3,246,671
	沿道環境改善(修繕)	国道108号	147,289,228	864,772				148,154,000	80,898,000	45/10	36,404,100	383,617	172,628	172,628
電線共同溝	小計	219,994,184	1,291,816					16,074,000	164,208,000	45/10	73,893,800	778,671	350,402	350,402
	国道108号	144,004,223	34,911,777					221,286,000	246,106,000	1/2	110,297,700	1,692,288	523,000	523,000
	小計	144,004,223	34,911,777					221,286,000	246,106,000	1/2	110,297,700	1,692,288	523,000	523,000
除雪	国道4号	68,301,993	10,903,184					178,916,000	23,680,000	1/3	101,298,000	2,896,110	1,448,055	1,448,055
	国道47号	27,922,649	4,457,348					33,133,000	2,484,387	1/3	11,873,129	2,986,110	1,448,055	1,448,055
	小計	2,421,901	386,613					2,874,000	31,267,354	1/3	1,042,251			
防雪	国道4号	142,733,000	21,900,000					188,733,000	177,733,000	1/3	59,244,333	4,472,480	2,013,071	2,013,071
	小計	142,733,000	21,900,000					188,733,000	177,733,000	1/3	59,244,333	4,472,480	2,013,071	2,013,071
	国道4号	659,428,096	167,516,102					885,477,000	948,893,091	45/10	424,751,891	592,129	266,458	266,458
維持	国道45号	91,513,223	23,247,324					120,108,000	124,869,576	45/10	56,191,309	1,866,617	884,528	884,528
	国道47号	305,812,859	77,686,374					401,595,000	414,513,753	45/10	186,531,189	423,872	190,742	190,742
	小計	54,690,176	13,893,076					66,605,000	89,387,000	45/10	40,224,150	351,377	158,120	158,120
修繕	国道4号	435,388,004	63,657,181					511,162,000	554,335,062	45/10	249,450,778	7,806,485	3,512,918	3,512,918
	国道45号	1,240,871,464	181,433,588					382,891,000	405,482,000	45/10	182,466,900	7,887,740	1,182,892	1,182,892
	小計	16,749,988	2,449,091					19,668,000	20,500,000	45/10	9,225,000	118,170	53,177	53,177
交通安全種一	小計	2,007,182,076	297,899,427	1,918,332	54,036,145			2,381,036,000	181,644,000	1/3	1,144,206,000	12,057,347	5,429,806	5,429,806
	国道6号	148,373,793	12,150,926		2,808,281			163,133,000	9,100,000	1/3	57,411,000	2,068,807	687,936	687,936
	国道45号	631,185,827	18,226,389	54,226,726	11,433,058			715,072,000	63,076,000	1/3	259,382,667	9,324,273	3,108,091	3,108,091
交通安全種二	小計	181,114,979	6,075,482	3,575,388	2,217,102			190,232,000	146,267,000	1/3	48,755,667	1,752,666	584,222	584,222
	国道108号	960,674,599	169,327,287	57,602,114	19,300,000			1,207,104,000	902,776,000	1/2	432,460,001	2,405,301	801,767	801,767
	小計	325,150,000		254,756,567	4,849,556			325,150,000	19,291,756	1/2	172,220,678	1,633,338	816,669	816,669
交通事故一	小計	258,510,494	23,185,950	4,368,403	1,304,330			286,346,000	33,200,000	1/3	108,515,333	5,190,876	1,730,292	1,730,292
	国道6号	74,655,267	23,185,950	4,368,403	1,304,330			80,328,000	3,732,000	1/3	28,020,000	1,586,516	459,172	459,172
	国道108号	172,793,687	23,185,950	6,146,666	3,766,647			236,130,000	382,441,000	1/3	120,780,333	5,886,061	1,962,020	1,962,020
小計	971,038,464	122,903,900	320,594,636	15,000,000			1,429,537,000	109,292,000	1/3	512,942,999	24,997,560	8,332,520	8,332,520	

（ 東北地方整備局 宮城県 ）											（ 単位：円 ）									
事業種別	路線	工事費関係				測量及試験費	用地費及補償費	船舶及機械器具費	附帯工事費	事業委託費	小計	業務取扱費		負担基本額 A	負担率	地方負担額 B	仙台河川国運事務所三ノ宮子用地取得費			
		工事費	測量及試験費	用地費及補償費	船舶及機械器具費							業務取扱費	負担基本額 A				負担率	地方負担額 B	Aのうち 用地取得費	Bのうち 用地取得費
交通事抜二種	国道4号	108,607,000									108,607,000	11,774,666	120,381,666	1/2	60,190,833	590,435	290,218	290,218		
	国道5号	9,873,000								9,873,000	545,334	10,418,334	1/2	5,209,167	50,223	25,112	25,112			
	国道45号	73,061,000								73,061,000	2,200,000	75,261,000	1/2	37,630,500	362,880	181,440	181,440			
	国道47号	23,697,000								23,697,000	1,500,000	25,197,000	1/2	12,598,500	121,490	60,745	60,745			
	国道108号	9,872,000								9,872,000	1,000,000	10,872,000	1/2	5,436,000	52,432	26,216	26,216			
	小計	225,110,000								225,110,000	12,974,666	242,130,000	1/3	121,065,000	1,167,460	593,730	593,730			
	国道4号	1,045,754,678								1,045,754,678	56,400,000	1,102,154,678	1/3	473,468,667	20,594,660	6,864,887	6,864,887			
	国道47号	2,367,599,752								2,367,599,752	233,800,000	2,601,399,752	1/3	905,933,333	38,405,919	13,135,306	13,135,306			
	国道108号	479,415,125								479,415,125	78,534,937	557,950,062	1/3	272,737,312	11,863,416	3,954,472	3,954,472			
	国道115号	101,200,000								101,200,000	36,000,000	137,200,000	1/3	45,266,667						
小計	6,296,157,506								6,296,157,506	810,573,384	7,106,730,890	1/3	2,563,144,300	122,561,963	36,768,589	36,768,589				
交通口渾化改築	国道4号	16,321,766								16,321,766	3,168,760,000	191,223,485	3,359,983,485	1/3	1,119,994,495	5,660,820	1,886,940	1,886,940		
	小計	2,894,260,000								2,894,260,000	3,168,760,000	227,223,485	3,755,983,485	1/3	1,251,994,495	47,676,126	15,892,042	15,892,042		
維持(建設機械)	国道4号	23,000								23,000	1,100,055	1,100,055	4,330,055	4.5/10	1,948,525	53,336,946	17,778,982	17,778,982		
	国道6号	4,000								4,000	101,646	101,646	391,646	4.5/10	176,241					
	国道45号	29,000								29,000	1,202,091	1,202,091	11,641,091	4.5/10	5,238,491					
	国道47号	7,000								7,000	207,990	207,990	642,990	4.5/10	289,300					
	国道108号	7,000								7,000	397,418	397,418	2,395,418	4.5/10	1,077,938					
	小計	70,000								70,000	16,322,000	3,009,100	19,401,100	4.5/10	8,730,495					
	国道4号	28,000								28,000	4,008,000	1,364,471	5,372,471	4.5/10	2,417,612					
	国道6号	6,000								6,000	362,000	125,944	487,944	4.5/10	219,575					
	国道45号	36,000								36,000	12,924,000	1,493,279	14,453,279	4.5/10	6,503,976					
	国道47号	9,000								9,000	540,000	258,010	798,010	4.5/10	359,104					
小計	87,000								87,000	20,283,000	2,472,000	22,755,000	4.5/10	10,838,236						
除雪(建設機械)	国道4号										23,026,000	2,882,888	25,708,888	1/3	8,569,629					
	小計										23,026,000	2,882,888	25,708,888	1/3	8,569,629					
除雪(建設機械)	国道47号										26,764,000	2,045,889	28,809,889	1/3	9,603,296					
	小計										26,764,000	2,045,889	28,809,889	1/3	9,603,296					
計	小計										50,577,000	4,730,667	55,277,667	1/3	18,425,888					
	小計										201,120,431,949	2,653,215,542	1,994,767,924	460,716,999	25,229,152,384	1,735,699,194	26,964,651,578	9,415,888,847	326,495,322	108,436,536

(都道府県名) 宮城県

(単位) 円

事業種別	箇所名	工事費関係										業務取扱費等	負担本額 A	負担率	地方負担額 B	仙台河川法に基づき課税する用地取得費		
		工事費	測量及試験費	用地費及補償費	船舶及機械器具費	附帯工事費	堤管理事業委託費	調査費	小計	Aのうち 用地取得費	Bのうち 用地取得費					Cのうち 委託費		
(項)河川整備事業費	阿武隈川下流 名取川 鳴瀬川 北上川下流	392,138,871	101,120,000	786,129	37,000,000	0	0	0	178,120,000	171,659,841	349,763,841	0.33333333	116,694,613	146,000,000	48,666,667	48,666,667	0	
		223,765,629	204,147,000	291,431,871	15,000,000	524,602,500	0	0	1,286,147,000	182,667,978	1,441,814,978	0.33333333	480,004,992	0	0	0	0	
		1,630,879,031	394,444,000	782,336,989	40,000,000	222,897,000	0	0	3,070,387,000	414,449,975	3,484,806,975	0.33333333	1,161,602,325	0	0	0	0	
		476,851,343	320,464,000	53,448,657	66,000,000	0	0	0	916,464,000	112,928,318	1,029,392,318	0.33333333	343,130,772	0	0	0	0	
(土地利用一体型水防事業)	阿武隈川下流	6,928,000	15,283,000	471,472,000	0	0	0	493,283,000	71,070,184	564,353,184	0.33333333	188,111,064	0	0	0	0		
(目)河川維持修繕費	阿武隈川下流	2,376,937,874	1,035,438,000	1,589,475,626	158,000,000	747,499,500	0	5,917,351,000	982,780,306	6,870,131,306	0.45	2,290,043,786	146,000,000	48,666,667	48,666,667	0		
(目)河川工事物販運緊急対策事業費	名取川 鳴瀬川 北上川下流 小計	545,121,000	68,444,000	0	29,400,000	0	0	12,300,000	653,265,000	99,059,474	752,324,474	0.45	338,546,013	0	0	0	0	
		243,400,000	51,530,000	0	18,400,000	0	0	3,800,000	317,130,000	46,164,571	363,294,571	0.45	163,482,556	0	0	0	0	
		986,438,000	124,924,000	0	38,500,000	0	0	56,578,000	1,204,440,000	164,000,246	1,368,440,246	0.45	615,798,110	0	0	0	0	
		121,643,100	146,892,000	0	54,800,000	0	0	51,257,000	1,471,320,000	193,006,259	1,664,326,259	0.45	748,848,816	0	0	0	0	
(指定区間調査)	鳴瀬川	2,993,390,000	389,730,000	0	139,100,000	0	0	123,935,000	3,646,135,000	4,148,385,550	0.33333333	1,866,779,495	0	0	0	0		
(項)都市水質汚濁対策事業費	鳴瀬川	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000,000	0.5	500,000	0	0	0	0		
(目)宮名水系環境整備事業費	北上川	120,600,000	8,586,000	0	0	0	0	129,186,000	19,174,738	148,360,738	0.5	74,180,369	0	0	0	0		
(項)国土形成事業調整費	小計	126,700,000	35,296,000	0	0	0	0	161,996,000	20,615,559	182,611,559	0.5	91,305,779	0	0	0	0		
		247,300,000	43,882,000	0	0	0	0	291,182,000	39,790,297	330,972,297	0.33333333	165,488,148	0	0	0	0		
(目)河川改修費	名取川	325,000,000	0	0	0	0	0	325,000,000	0	325,000,000	0.33333333	108,333,333	0	0	0	0		
計		6,241,890,874	1,483,450,500	1,589,475,626	297,100,000	747,499,500	0	123,935,000	1,000,000	10,494,351,000	1,336,475,044	4,549,882,372	146,000,000	48,666,667	48,666,667	0		

○宮城県監査委員告示第7号  
 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県  
 知事から同条第12項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表  
 する。

平成21年7月3日

宮城県監査委員 内 海 太  
 宮城県監査委員 佐々木 敬 克  
 宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門  
 宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

1 監査委員の報告日

平成21年3月17日

2 知事から通知のあった日

平成21年6月18日

3 措置の内容

(別紙措置状況を添付)

平成20年度行政監査の結果・意見に対する措置状況

項目	結果・意見の内容	措置内容等
1	1 資産運用について 資産運用については、資産運用規程等を定め有価証券で投資運用しているケースがほとんどであるが、高い配当を追求し多額の評価損を出している団体や、営業利益の赤字を資産運用益でカバーし赤字決算している団体が認められた。 資産運用に当たっては、リスクについても十分検討を行い、慎重な運用をさせるべきである。	公社等外郭団体としては、特例民法法人などの公益法人や株式会社など様々な組織形態があり、特例民法法人などの公益法人の場合には、団体の設置目的に則した事業を効果的かつ継続的に実施していくため、財団の基本財産について一定の制約があるなど、財産の管理運用は安全かつ確実な方法で行うよう助言、指導を行っている。 一方、株式会社の場合には、事業活動による収益確保のほか資産運用による資金調達も法人活動として認められているものの、県の出資団体であることを踏まえ、資産運用については、団体の自律的経営を損なわないよう配慮しつつ、リスクの軽減、分散を検討の上、安全かつ確実な方法で行うよう助言、指導を行っていく。

2 財務全般のチェックについて  
 多額の内部留保資金を有しながら、新たな資金を借入れし、加えて、県が債務保証を行っているケースが認められた。  
 内部資金のやり繰りによっては、借入れが不要な場合が考えられる。このことは、県の「将来負担比率」低下に寄与することから、財務全般にわたる状況分析の徹底が必要である。  
 なお、公益法人の常例検査についても、規定に基づき適正に行うべきである。

財務全般の状況については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づき、適切に検査、指導を行うほか、公認会計士等の専門家で構成する公社等外郭団体経営評価委員会(以下「経営評価委員会」という。)の経営評価に係る調査審議による意見を踏まえながら、経営指標の分析及び評価、検討を行っていく。

3 県負担の軽減に対する寄与について  
 各団体の事業目的や設立目的から、基本的に県に対し積極的な支援・協力の義務はなく、かつ、各種法律・規則等で制限されていることが認められた。  
 しかしながら、本県がおかれてはいる財政状況を踏まえ、出資金等が税金であることを念頭に、何らかの県の財政的負担の軽減に寄与すべきことを積極的指指導する必要がある。  
 特に法規制がある場合にあつては、当該規制の解除等について、関係機関等へ働きかける必要がある。  
 また、公益法人としての内部留保の金額について、適正規模を超えていると認められるケースもあり、適正化について指導する必要がある。

県負担の軽減に対する寄与については、団体の自律的運営を促すため、団体に対する運営費補助の縮減など、引き締まりの財政的関与の適正化に向けた取組を推進していくとともに、社会経済情勢や他の自治体等の動向を注視し、時機を捉え、資産処分に関する法規制の緩和等の働きかけを検討していく。  
 また、公益法人の内部留保の金額については、社会経済情勢の変化等が生じた場合でも、公益事業を支障なく実施できる程度にとどめるなど、内部留保の水準の適正化について指導していく。

4 公社等のあり方について  
 (1) 経営改善計画については、作成当初から補助金等を見込んだ、言わば依存的な計画となっているケースが認められたが、自立に向けた計画とすべきである。  
 各団体とも、「中・長期ビジョン」を作成し取り組んでいることは認められるが、資金計画等において、資金調

(1) 組織機構のスリム化や事務事業の見直しなど、県の財政支援に依存しない経営基盤の確立、自律的運営に向けた改善を促すとともに、県の施策との関連性を考慮しながら、運営費補助を段階的に縮減していくなど、県の財政的関与の適正化に向けた取組を進めていく。

- (2) 運営時期とその内容が適切なものとなっていないものや、必ずしも必要とは思われない先行積立が認められた。県は、不必要な支援を行わないなど、直接・間接的な財政負担を軽減するよう配慮すべきである。
- (2) 減資については、安易に行われることがないように、団体の経営状況には十分留意する必要がある。  
また、株主配当については、経営が良好な団体に対しては、適正な配当を要求すべきである。
- (3) 関係の密接な団体同士が、様々な要因から統合が見送られているケースが認められた。  
団体同士の統合にメリットがある場合は統合するなど、多角的視点に立った統廃合の検討が必要である。統合は、より戦略的な経営を可能にすることで、役員報酬の削減によって、財政的にも大きな効果が期待されることから、管理部門の事務の共同化など段階的な統合についても検討すべきである。
- (4) 長期間にわたって不健全な経営が続いている団体の存在が認められた。  
団体の設立目的に照らし、団体の使命を果たし終えたものや、今日の社会に適合しなくなったものは、事業の縮小や解散等も視野に、改革する必要がある。
- (5) 役員等については、事業目的と事業量に応じた適正な役員数となっているか、人選において安易に充て職としていないか、また、充て職等により、役員員の給与水準の高止まりが起きていないか、同種団体との比較検討などをする必要がある。  
また、採用にあたっては、能力主義を基本スタンスとすべきである。

<p>5 まとめ 県は、公社等の財務状況や経営状況を、今まで以上に正確に把握し、内容を分析することが必要である。 その結果、経営的に良好な団体については、「自立・独立」を原則に、自己資産の有効活用を積極的に推進するよう指導すべきである。また、反対に累積赤字をかかえる団体については、「廃止」も視野に、適正規模への改編を図ることなどににより、財政負担(債務保証等を含む。)の軽減に寄与することが必要である。 この財政負担の軽減は、健全化法に基づき、県の「将来負担比率」にも大きく影響することから、この考え方を公社等に認識させることが必要である。 現在、本県がおかれている財政の危機的状況を踏まえ、これまで述べてきたことが喫緊の課題であると考える。</p>	<p>団体の財務状況や経営状況については、経営評価委員会の意見を踏まえ、適切に経営指標の分析及び評価・検討を行い、経営が良好な団体については、自律的運営を損なわないよう配慮しつつ、安全かつ確実な資産運用を行うよう助言、指導していく。 また、業務実績の停滞や累積欠損金の計上が見られるなど、経営が良好でなく、経営改善に相当程度の支援が必要な団体については、事業の縮小・廃止や団体の統廃合、法人形態の転換など、経営改善の指導を重点化し、県の財政的関与の適正化を図っていく。 これらの経営改善の取組については、当該団体と県が協調しながら、着実な推進を図っていく。</p>
<p>○知事選任届は、監理官が署名し、次のとおり公報掲載の必要がない。</p> <p>平成 11 年 7 月 24 日 知事 城 県</p> <p>知事選任届は、監理官が署名し、次のとおり公報掲載の必要がない。</p> <p>平成 11 年 7 月 24 日 知事 城 県</p> <p>知事選任届は、監理官が署名し、次のとおり公報掲載の必要がない。</p> <p>平成 11 年 7 月 24 日 知事 城 県</p>	

宮城県市町村職員共済組合平成20年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合 計
12	22	1	19	54

2 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組 合 員 の 種 別	一 般	市町村長	特定消防	長 期	船員一般	任意継続	合 計
組合員数(人)	17,229	35	1,768	2	12	574	19,620
給料月額(千円)	長期	5,558,815	21,612	532,930	963	4,365	6,118,685
	短期	5,582,477	27,591	532,930	963	4,365	178,971
1人当たり 給料月額(円)	長期	322,643	617,477	301,431	481,750	363,738	321,258
	短期	324,016	788,303	301,431	481,750	363,738	311,796

3 組合職員の数、次のとおりである。

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	計
人 員	20	2	4	2	1	1	30

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
( 収 入 )									
負担金	5,043,306	14,473,723		170,655	263,643				
掛金	5,198,905	8,755,538			259,246				
施設収入・商品売上						311,231			
連合会交付金				82,375	6,279			25,043	
利息及び配当金	3,239		445,979	1,155	2,750	3,278	578,813	401,171	21
その他収入	520,652			73	15,993	5,275	20,629	439	33,025
他経理から繰入金				15,322		100,300			
前年度繰越支払準備金	880,550								
計	11,646,652	23,229,261	445,979	269,580	547,911	420,084	599,442	426,653	33,046
( 支 出 )									
給付金	5,652,621								
負担金払込金		14,473,723							
掛金払込金		8,755,538							
役職員給与				130,732	18,615	59,993	46,305	6,364	4,516
特定健康診査等費					10,690				
旅費・事務費				12,754	5,771	2,099	3,371	3,147	742
商品仕入						12,918			
飲食材料費						67,860			
委託費				10,236	6,108	4,671			
支払利息			445,979				389,963	351,518	22,047
連合会払込金	159,850							40,368	
連合会拠出金	412,892								
前期高齢者納付金	1,180,771								
後期高齢者支援金	1,545,867								
病床転換支援金	1,003								
老人保健拠出金	192,721								
退職者給付拠出金	672,990								
介護納付金	704,499								
他経理へ繰入金	15,322				100,300				
その他支出	12,211			110,957	351,743	262,394	7,308	25,794	2,457
次年度繰越支払準備金	876,372								
計	11,427,119	23,229,261	445,979	264,679	493,227	409,935	446,947	427,191	29,762
差引当期利益金	219,533			4,901	54,684	10,149	152,495	538	3,284
年度末支払準備金	876,372								
年度末資本剰余金				40,923	19,404	1,515,074			9,673
年度末利益剰余金	828,959			316,394	895,043	5,220	1,269,907	530,939	150,072



○仙台市職員共済組合理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

平成二十一年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市職員共済組合理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

平成二十一年七月三日

仙台市職員共済組合

理 事 長 笠 原 周 二

仙台市職員共済組合平成20年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	合 計
1	1

2 組合員数及び給料月額、次のとおりである。

組合員の種別	一 般	市 長	特定消防	任意継続	合 計	
組合員数(人)	8,482	1	962	134	9,579	
給料月額(千円)	長期	3,020,174	609	315,943		3,336,726
	短期	3,030,512	609	315,943	41,780	3,388,844
1人当たり 給料月額(円)	長期	356,069	609,000	328,423		353,280
	短期	357,287	609,000	328,423	311,791	353,778

3 組合職員数は、次のとおりである。(単位：人)

経 理 単 位	業 務	貸 付	合 計
人 員	4	1	5

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。(単位：千円)

区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	貯 金	貸 付	預 託
( 収 入 )							
負担金	2,509,009	7,942,791	24,557	101,502			
掛金	2,548,830	4,832,970		99,337			
施設収入・商品売上				10			
利息及び配当金	5,211		353	1,141	127,845	218,715	210,022
その他収入	275,075		49,277	2,426		7,888	
他経理からの繰入金			10,184				
前年度繰越支払準備金	442,127						
計	5,780,252	12,775,761	84,371	204,416	127,845	226,603	210,022
( 支 出 )							
給付金	2,754,354						
役職員給与			37,147	1,712	1,390	7,490	
旅費・事務費			8,219	504	603	1,340	
委託費			5,778	740	183	5,911	
支払利息					90,177	180,157	210,022
連合会払込金	87,095	12,775,761				22,570	
連合会拠出金	225,548						
老人保健拠出金	54,824						
退職者給付拠出金	379,291						
前期高齢者納付金	1,186,024						
後期高齢者支援金	829,158						
病床転換支援金	538						
介護納付金	404,398						
他経理へ繰入金	10,184						
その他支出	2,300		31,130	146,748	703	8,451	
次年度繰越支払準備金	428,563						
計	6,362,277	12,775,761	82,274	149,704	93,056	225,919	210,022
差引当期利益金	582,025		2,097	54,712	34,789	684	
年度末支払準備金	428,563						
年度末資本剰余金				1,663			
年度末利益剰余金	331,860		39,908	210,361	237,607	1,100,008	

正 誤

○宮城県公報第二〇四二号(平成二十一年三月十七日付け)中

ページ

下 段

行

正

誤

一

後ろか  
ら六

第四条各号列記以外の部分

第四条中

○宮城県公報第二〇六九号(平成二十一年六月二十六日付け)中

ページ

上 段

行

正

誤

七

上

一四

議室  
宮城県行政庁舎十一階二〇二会

宮城県行政庁舎二階第一入札室

七

上

一三

議室  
宮城県行政庁舎十一階一〇一会

宮城県行政庁舎二階第一入札室